（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、（）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第二条中長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第三条中信用金庫法施行規則第百十五条第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第四条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号の改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第五条の規定及び第六条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第三号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十六条第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府・厚生労働省令第四号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第六項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第九十七条第一項第一号ハの改正規定（「に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府・農林水産省令第五号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「除く。）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項の」を「第五十一条第二項の」に、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「限る。）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。